

## 別表 1

## (1) 条例第 15 条第 1 項第 1 号に規定する工事請負に係る単価（1 時間当たり）

令和 5 年 2 月 14 日付けで国土交通省が発表した「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（東京都）の 9 割をもって 48 職種の単価とする。

ただし、単価が改定された場合は、改定後の単価の 9 割をもって 48 職種の単価とする。具体の最低額は下記のとおり。

単位：円

No.	職 種	最低額	No.	職 種	最低額
1	特殊作業員	3,004	25	土木一般世話役	3,252
2	普通作業員	2,689	26	高級船員	3,758
3	軽作業員	1,890	27	普通船員	2,982
4	造園工	2,678	28	潜水士	5,097
5	のり面工	3,409	29	潜水連絡員	3,702
6	とび工	3,364	30	潜水送気員	3,600
7	石工	3,330	31	山林砂防工	3,263
8	ブロック工	3,105	32	軌道工	5,862
9	電工	3,240	33	型わく工	3,094
10	鉄筋工	3,263	34	大工	3,105
11	鉄骨工	2,982	35	左官	3,319
12	塗装工	3,522	36	配管工	2,892
13	溶接工	3,645	37	はつり工	3,072
14	特殊運転手	3,117	38	防水工	3,690
15	一般運転手	2,520	39	板金工	3,454
16	潜かん工	3,612	40	サッシ工	3,263
17	潜かん世話役	4,489	41	内装工	3,353
18	さく岩工	3,825	42	ガラス工	3,229
19	トンネル特殊工	3,488	43	建具工	(※) 2,771
20	トンネル作業員	3,027	44	ダクト工	2,914
21	トンネル世話役	4,107	45	保温工	2,824
22	橋りょう特殊工	3,544	46	設備機械工	2,858
23	橋りょう塗装工	3,522	47	交通誘導員A	2,014
24	橋りょう世話役	4,152	48	交通誘導員B	1,744

※令和 5 年 3 月適用の設計労務単価に東京都の設定がないため、令和 5 年 3 月適用の関東の平均値を用いて算出した。

## 別表 2

(2) 条例第 15 条第 1 項第 2 号（業務委託）及び第 3 号（指定管理）に係る単価  
（1 時間当たり）

規則第 7 条 （適用する公共調達）	賃金構造基本 統計調査上の 産業	主たる業務内容	最 低 額(円)
施設の設備若しくは 機器の運転又はそれら の管理に関する契約	製造業	設備の保守点検	1,109
	サービス業	施設・設備の管理（運転等）	1,097
施設の管理（受付等（電話交 換・ 自転車駐車場管理含む））			
施設の清掃			
施設の清掃に関する 契約			
資源物等の収集及び 運搬に関する契約		ごみ収集・運搬	